

予防計画について

予防計画について

- 令和4年12月の感染症法改正により、次の感染症危機に備えるため、新型コロナウイルス感染症の取組を踏まえ、吹田市を含む保健所設置市においても国の基本指針及び都道府県の予防計画に即して、予防計画を策定し、令和6年4月から施行。
- ①保健・医療提供体制の充実化、②平時と新興感染症の発生及びまん延時の体制整備についての目標数値を設定。
- 医療計画、新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合性を確保。また、予防計画を踏まえ、健康危機対処計画を策定。

都道府県の予防計画に定めるべき項目

- 1 (○)地域の实情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
 - 2 (○)感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
 - 3 (○)病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - 4 (－)感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 5 (○)感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
 - 6 (○)感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
 - 7 (△)宿泊施設の確保に関する事項
 - 8 (○)第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
 - 9 (－)第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
 - 10(○)感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 11(○)感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
 - 12(○)緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項
- ※保健所設置市の予防計画における必須項目を(○)、任意項目を(△)で、その他不要項目等を(－)で示している。

数値目標の設定

| | 都道府県 | 保健所設置市 | 数値目標 |
|----------------|------|--------|---|
| 1 医療提供体制 | ○ | | 病床数、発熱外来機関数、自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数(病院・診療所数、薬局数、訪問看護事業所数)、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関に派遣可能な医療人材数(医師数、看護師数) |
| 2 検査体制 | ○ | ○ | 検査の実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の数 |
| 3 宿泊療養体制 | ○ | (○) | 宿泊施設の確保居室数 (※保健所設置市での記載は任意) |
| 4 物資の確保 | ○ | | 個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関数 |
| 5 人材の養成及び資質の向上 | ○ | ○ | 協定締結医療機関並びに保健所職員や都道府県等職員に対する年1回以上の研修及び訓練の回数 |
| 6 保健所の体制整備 | ○ | ○ | 流行開始から1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 即応可能なIHEAT 要員の確保数(IHEAT 研修受講者数) |

I 予防計画のポイント

<計画改定の趣旨>

- **新型コロナに関する取組みを踏まえ、改正感染症法(R4.12公布)により、次の感染症の危機に備えるため、以下の点を見直し**
- ① **保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化**
- ② **医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定（協定締結により実行性を担保）**

PDCAサイクルに基づく
平時からの取組みの推進

<計画開始期間> 令和6年度～（国の基本指針は6年（医療提供体制等は3年）ごとに再検討を加え、必要時に変更）

II 新型コロナ対応の課題

III 計画（素案）の概要

※数値目標：新型コロナで確保した最大値の体制をめざす（保健所体制は、流行開始から1か月に想定される業務量に対応する人員確保
人材費は、医療従事者、保健所職員、本庁職員に対する年1回以上の研修・訓練の実施）

| | 新型コロナ対応での課題 | 基本的な考え方 | 「平時」からの対策 | 「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時） |
|-----------|---|-----------------------------|--|---|
| 1 全体 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 主に新型インフルエンザを想定した備え（様々な特性や中長期に及ぶ対応を想定せず） ■ 専門家や専門機関との連携体制の構築 ■ 府民等による正しい知識に基づいた行動と感染拡大防止対策の継続 | <p>1. 感染症の特性やフェーズに応じた準備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（「新興感染症」） ・医療機関等との協定締結 ・府による新興感染症に備えた訓練の実施 ■ 専門家からの助言等を反映した取組みの推進 <独自> ■ 府民等への感染症に関する普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 想定し、感染フェーズに応じた対応 ・府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進 <独自> ■ 専門家からの助言等を反映した取組みの強化 <独自> ■ 府民等への普及啓発・差別等の防止と相談窓口の設置 |
| 2 検査等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地衛研の体制整備 ■ 発生初期の診療・検査プロセスの「目詰まり」 ・検査採取能力の不足 ・検査分析能力の不足 | <p>2. 病原体等の調査研究や検査の円滑化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上 数値目標 ■ 民間検査会社等との協定の締結 数値目標 ■ 大安研の機能強化（大学等との連携、行政機関への助言・提言、環境サーベイランス研究の推進） <独自> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地衛研による検査の実施（発生初期） ■ 協定に基づいた検査の実施（発生初期後）（大安研はゲノム解析に移行） ■ 地衛研による病原体等の調査研究 ■ 大安研による最新の知見・情報を踏まえた助言・提言 <独自> |
| 3 医療・療養体制 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療提供体制の整備（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、人材派遣） ・医療機能・役割分担が未整理 ・経営面への影響（発生初期） ・個人防護具の不足（発生初期）等 ■ 宿泊療養施設の確保 ■ 消防機関等との移送・搬送体制の整備 ■ その他 ・臨時の医療施設の設置・運営の準備 等 | <p>3. 有事を想定した医療・療養体制の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護）との協定の締結 ・医療機関間での機能・役割分担に基づいた協定締結（健康観察含む） ・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補填 ・個人防護具の備蓄の動きかけ（※府でも備蓄） 数値目標 ■ 宿泊事業者との協定の締結と施設運営体制の検討 ・施設確保協定と業務マニュアルの整備や人材確保協定締結の検討 <独自> ■ 協定締結等による消防機関等と連携した移送・搬送体制の整備 <独自> ■ 新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の検討 <独自> ・臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 協定に基づいた医療の提供 ■ 協定に基づいた宿泊施設の開設・運営 ■ 消防機関等との協定等による移送・搬送の実施 <独自> ■ 新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進 ・入院調整の府への一元化の検討 <独自> ・臨時の医療施設の設置の検討 <独自> ・診療型宿泊療養施設等の設置の検討 <独自> ・療養者からの相談体制の府への一元化の検討 <独自> ・健康観察や生活支援等による療養環境の整備 |
| 4 保健所 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保健所業務のひっ迫 ・保健所業務の優先順位付けや関係機関等との役割分担の整理・連携が不明確 ・保健医療分野のシステム化の遅れ ■ 応援体制の構築、器材の準備等が不十分 | <p>4. 保健所の計画的な体制整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ ICTの導入など、業務効率化の積極的な推進 ■ 感染拡大を想定した設備等の検討 数値目標 ■ 応援体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の重点化・効率化、府への一元化等の実施 <独自> ■ 本庁等による応援人材の派遣等 |
| 5 養成人材 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症に関する人材の不足 | <p>5. 感染症人材の養成・資質向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政や医療機関等における感染症人材の研修・訓練等による育成 ■ 大学等と連携した医師の養成と、保健所による地域ネットワーク等と連携した医療機関等での研修等への支援 <独自> 数値目標 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症指定医療機関等における研修等を通じた知見の共有 <独自> |
| 6 対策 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関・高齢者施設でクラスターが多数発生 ■ 高齢者施設等への医療提供体制の整備 | <p>6. 各施設における対応力の向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設における平時からの感染対策等の徹底 ■ 地域ネットワークを活用した感染予防対策の推進 <独自> ■ 高齢者施設等における連携医療機関等との連携強化 <独自> ■ 高齢者施設への医療提供に係る医療機関との協定締結 数値目標 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 対策の強化と高齢者施設等への支援 <独自> ■ 協定に基づいた高齢者施設等への医療の提供 |
| 7 接種防 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 接種体制の確保 | <p>7. 予防接種による発生・まん延防止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 予防接種に関する正しい知識の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 予防接種法に基づく臨時の予防接種の推進 |

【参考】協定締結に関するスケジュール

○令和5年6月～11月 検査措置協定、医療措置協定、宿泊施設確保措置協定に向けた事前調査・協議を実施
○9月以降 協定協議が整った医療機関等から協定を締結（順次）

○令和6年3月末 感染症予防計画の改定と協定締結を完了の上、HPに協定締結医療機関を公表

第1章

- 感染症予防計画の法的な位置づけ【第1章の1】
- 患者の人権尊重【第1章の2の(3)】
- 事前対応型行政の構築【第1章の2の(1)】
- 健康危機管理のもと国・府・関係機関等との連携し感染症予防を推進【第1章の3】
- 感染症予防及び治療対策【第1章の2の(2)】

第2章

平時

新興感染症の発生及びまん延時

発生予防・まん延防止

- 感染症発生動向調査【第2章の1の(1)】
- 感染症届出の周知・届出への対応【第2章の1の(1)】
- 疑似症の取扱い【第2章の1の(1)】
- 情報収集・分析及び公表【第2章の1の(1)】
- 予防接種に関する正しい知識の普及【第2章の1の(2)】
- 食品衛生・環境衛生・関係機関・団体との連携【第2章の1の(3)】

- 発生状況、情報公表に係る府への協力、発生動向調査の活用【第2章の2の(1)】
- 国・府の指示に従って臨時的予防接種【第2章の2の(1)】
- 対人措置(健康診断、検体採取、就業制限、入院勧告)【第2章の2の(2)】
- 対物措置(消毒、建物への立入制限等)【第2章の2の(3)】
- 積極的疫学調査【第2章の2の(4)】
- 食品衛生・環境衛生・動物衛生・検疫所・関係機関・団体との連携【第2章の2の(5)】

○必要に応じて、府へ感染症の発生、まん延防止のために総合調整の要請【第2章の9】

情報収集等

- 感染症・病原体等の情報収集、調査、研究【第2章の3の(1)】
- 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関への電磁的方法での届出・報告の義務化の周知【第2章の3の(2)】

検査

- 検査実施体制と検査能力向上【数値目標】【第2章の4】
- 府との連携による検査体制の整備【第2章の4の(2)】

- 民間検査機関への協力要請【第2章の4の(2)】
- 府・関係機関等の連携による検査情報収集等の体制整備【第2章の4の(3)(4)】

医療提供体制

入院

- 府の協定締結による医療提供体制の整備【第2章の5の(1)】

- 療養先の検討と府と連携による入院調整【第2章の5の(1)】
- 府の協定に基づく病床確保【第2章の5の(1)】

自宅療養

- 府や医師会との連携による往診等の体制構築【第2章の5の(2)】
- 救急医療機関、消防、高齢者施設等団体との医療支援体制の確保【第2章の5の(2)】

- 健康観察体制の整備(ICTの活用)、生活必要物品の支援【第2章の8の(1)(2)】
- 高齢者施設等の療養者への健康観察や療養支援【第2章の8の(1)(2)】

移送

- 消防、民間事業者による移送体制確保【第2章の6の(1)(2)】
- 医療機関、移送関係者を含めた移送訓練【第2章の6の(2)】
- 医療機関受入体制の情報の共有化【第2章の6の(2)】

- 関係機関と連携した移送体制整備の強化【第2章の6の(1)(2)】
- 医療機関からの適切な情報提供【第2章の6の(2)】

啓発・人権尊重

- 患者への差別・偏見の排除、感染症予防の正しい知識の普及【第2章の10の(1)】

- 感染症患者の個人情報保護と人権尊重【第2章の10の(2)】
- 適切な報道提供と不適当な情報提供時における迅速な対応【第2章の10の(2)】

人材養成・資質向上

- 感染症に関する人材養成・資質の向上【数値目標】【第2章の11】
- 地域医療機関との連携強化と研修・訓練等への支援【第2章の11の(2)】

- 感染症対策・検査に関する研修会への派遣と講習会の開催【第2章の11の(2)】
- IHEAT要員への研修・要請時運用【第2章の11の(2)】

保健所体制

- 感染症対応業務を行う人員確保【数値目標】【第2章の12】
- IHEAT要員確保【数値目標】【第2章の12】
- 他自治体との連携と保健所体制の確保【第2章の12の(1)】

- 人員体制の整備と応援受入体制の構築【第2章の12の(2)】
- 統括保健師等の配置【第2章の12の(2)】
- 府と連携し整理した役割分担で対応【第2章の12の(3)】

その他感染症予防の推進

- 高齢者施設等への感染対策への助言【第2章の8の(2)】
- 医療機関、高齢者施設等への講習・研修【第2章の14の(1)】

- 対策本部会議の設置開催【第2章の13の(2)】
- 国、府等との連携、支援要請、情報提供【第2章の13の(1)(3)(4)(5)(6)(7)】

感染症予防計画策定スケジュール案

R5年11月20日

資料 4

